2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3の規定に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第三条

1　この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この議定書は、この議定書が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。

3　この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年一月二十五日にルクセンブルクで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　末綱隆
ルクセンブルク大公国政府のために
　リュック・フリーデン

総務大臣　川端　達夫
外務大臣　玄葉光一郎
財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

（右条約の英文）

PROTOCOL
AMENDING THE CONVENTION
BETWEEN JAPAN
AND THE GRAND-DUCHY OF LUXEMBOURG
FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION
AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME
AND/OR TO A CERTAIN OTHER TAX

The Government of Japan and the Government of the Grand-Duchy of Luxembourg,

Desiring to amend the Convention between Japan and the Grand-Duchy of Luxembourg for the avoidance of double taxation and the prevention of fiscal evasion with respect to taxes on income and/or to a certain other tax, signed at Luxembourg on 5 March 1992 (hereinafter referred to as "the Convention"),

Have agreed as follows:

ARTICLE I

Paragraph 4 of Article 11 of the Convention shall be deleted and replaced by the following:

"4.　For the purposes of paragraph 3, the terms "the Central Bank" and "financial institution wholly owned by the Government" mean:

(a)　in the case of Luxembourg:

(i)　the Central Bank of Luxembourg;

(ii)　the National Credit and Investment Corporation (la Société Nationale de Crédit et d'Investissement); and

(iii)　such other financial institution the capital of which is wholly owned by the Government of Luxembourg as may be agreed upon from time to time between the Governments of two Contracting States;